

監 査 公 告

定例監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月14日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

第1 監査の対象

- (1)選挙管理委員会事務局の平成31年4月1日から令和2年1月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況
- (2)農業委員会事務局の平成31年4月1日から令和2年1月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況

第2 監査の期間

令和2年2月17日から令和2年4月7日まで

第3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、選挙管理委員会事務局における米沢市議会議員選挙における選挙運動の公費負担については、太田克典監査委員を除斥した。

第5 監査の講評

令和2年4月7日に監査委員室で行った。

第6 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、計数は一致しており、財務事務及び関連事務の執行状況はおおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を図るよう指導した。